

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2000-56303(P2000-56303A)
 【公開日】平成12年2月25日(2000.2.25)
 【出願番号】特願平10-219168
 【国際特許分類第7版】

G 0 2 F 1/1335

F 2 1 V 8/00

G 0 2 F 1/1333

【F I】

G 0 2 F 1/1335 5 3 0

F 2 1 V 8/00 6 0 1 A

G 0 2 F 1/1333

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月13日(2005.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入射された光を均斉化する光均斉化手段を有する導光板と、前記導光板の少なくとも一つの側面部に配置される蛍光ランプと、前記蛍光ランプからの光を前記導光板に向けて反射するリフレクタと、前記導光板の裏面側に配置される反射板と、前記導光板の表面側に配置される樹脂製フィルムシートと、前記各要素が装着される枠体とからなり、液晶パネルをその裏面から照明する照明ユニットであって、

前記樹脂製フィルムシートを装着する前記枠体におけるシート装着部は、前記樹脂製フィルムシートの大きさの1%以上のクリアランスを有するシートスペースを備えるとともに、前記シート装着部に、前記樹脂製フィルムシートの辺に設けられた凹部または凸部が係合する凸部または凹部を有することを特徴とする照明ユニット。

【請求項2】

前記樹脂製フィルムシートに設けられた凹部または凸部と、前記シート装着部に設けられた凸部または凹部とは、その幅において0.1~0.5mmのクリアランスを有することを特徴とする請求項1記載の照明ユニット。

【請求項3】

前記樹脂製フィルムシートと前記導光板とは、その厚み方向においてクリアランスを有することを特徴とする請求項1または2記載の照明ユニット。

【請求項4】

前記樹脂製フィルムシートを装着する前記枠体におけるシート装着部は、室温環境下(25)、高温環境下(85)、及び低温環境下(-40)のいずれにおいても前記樹脂製フィルムシートの各辺部が当接することのないクリアランスを有することを特徴とする請求項1~3のいずれか1項記載の照明ユニット。

【請求項5】

請求項1~4のいずれか1項記載の照明ユニットの上部に、液晶パネルと、該液晶パネルの表示範囲を開孔したフレームとを設けたことを特徴とする液晶表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

【課題を解決するための手段】

上記課題を解決し目的を達成するための請求項1に記載の照明ユニットは、入射された光を均斉化する光均斉化手段を有する導光板と、前記導光板の少なくとも一つの側面部に配置される蛍光ランプと、前記蛍光ランプからの光を前記導光板に向けて反射するリフレクタと、前記導光板の裏面側に配置される反射板と、前記導光板の表面側に配置される樹脂製フィルムシートと、前記各要素が装着される枠体とからなり、液晶パネルをその裏面から照明する照明ユニットであって、前記樹脂製フィルムシートを装着する前記枠体におけるシート装着部は、前記樹脂製フィルムシートの大きさの1%以上のクリアランスを有するシートスペースを備えるとともに、前記シート装着部に、前記樹脂製フィルムシートの辺に設けられた凹部または凸部が係合する凸部または凹部を有することを特徴とするものである。

請求項2に記載の照明ユニットは、請求項1記載の照明ユニットにおいて、樹脂製フィルムシートに設けられた凹部または凸部と、シート装着部に設けられた凸部または凹部とは、その幅において0.1～0.5mmのクリアランスを有することを特徴とするものである。

請求項3に記載の照明ユニットは、請求項1または2記載の照明ユニットにおいて、樹脂製フィルムシートと導光板とは、その厚み方向においてクリアランスを有することを特徴とするものである。

請求項4に記載の発明は、請求項1～3のいずれか1項記載の照明ユニットにおいて、樹脂製フィルムシートを装着する枠体におけるシート装着部は、室温環境下(25)、高温環境下(85)、及び低温環境下(-40)のいずれにおいても樹脂製フィルムシートの各辺部が当接することのないクリアランスを有することを特徴とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、請求項5に記載の液晶表示装置は、請求項1～4のいずれか1項記載の照明ユニットの上部に、液晶パネルと、該液晶パネルの表示範囲を開孔したフレームとを設けたことを特徴とするものである。